

青森県報

第四千四百七十九号

平成三十年
七月二十三日
(月曜日)

目次

訓 令

○青森県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令……………(団体経営改善課) ……一

告 示

○難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定(保健衛生課) ……二
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の取消し……………(同) ……二

○道路の区域の変更……………(道路課) ……三

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……三

公 告

○県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……三

○建設業者の許可の取消し……………(中 南 地 域 民 局) ……四

○右 同……………(西 北 地 域 民 局) ……四

取用委員会

○公示による通知……………(監 理 課) ……四

○右 同……………(同) ……五

訓

令

青森県訓令甲第十六号

庁 中 一 般

青森県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令

青森県農業共済組合検査規程(昭和四十三年四月青森県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「。以下「法」という。」第四百四十二条の二から第四百四十二条の四を「第二百九条第一項から第三項」に、「の業務又は会計の状況につき」を「に対して知事が」に改める。

第二条中「会計」の下に「の状況」を加える。

第三条を削る。

第四条の見出しを「(検査の方法)」に改め、同条中「事業場等において」を「倉庫、事業場その他組合の業務に直接又は間接に関係のある場所について実地検査の方法により」に改め、同条ただし書中「その指定する場所を」を「これらの場所以外の場所において帳簿その他の書類につき検査を」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(検査の範囲)

第四条 検査は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの組合の業務及び会計の状況について行うものとする。ただし、特に必要があると認められる場合には、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日前及び検査基準日後の組合の業務及び会計の状況についても検査を行うことができる。

2 前項に規定する検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。ただし、検査に着手した日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手した日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

第五条ただし書中「ただし」の下に「、やむを得ない事由があり、かつ」を加える。

第八条の見出し中「提示」の下に「及び携行」を加え、同条中「組合の」の下に「理事その他の」を加え、「及び」を「を提示するとともに、検査員であることを証する」に、「提示して、検査を行う旨を告げなければ」を「携行しなければ」に改める。

第九条中「を立ち会わせて」を「の立会いを得て」に改め、同条に次の一項を加える。

2 検査員は、検査に当たつては、組合の監事の立会いを得るようにしなければならない。

第十条及び第十一条を削る。

第十二条中「終了したときは」を「終了する際には」に、「その他の責任者」を「及び監事」に、「行わなければ」を「行い、それについての意見を聴取しなければ」に改め、同条を第十条とする。

第十三条中「ときは」の下に「、速やかに」を加え、同条を第十一条とする。

第十四条を削り、第十五条を第十二条とする。

第一号様式中「職 氏 名」を「所 職 氏 名」に、「農業災害補償法第142条の2から第142条の4まで」を「農業保険法第209条第1項（第2項、第3項）」に改め、「同様式の注中「日本工業規格A5」を「日本工業規格A4」に改める。

第二号様式中「職 氏 年 月 日 生」を「所 職 氏 名」に、「農業災害補償法第142条の2から第142条の4」を「農業保険法第209条第1項から第3項」に、「もの」を「者」に改め、「同様式の注中「縦5.5センチメートル横8.5センチメートル」を「縦5.5センチメートル横9センチメートル」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百二十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成三十年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の 区分	氏 名	主として指定難病の診断 を行う医療機関		担 当 科 名	指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地		
難病指定	五十嵐 剛	独立行政法人労働者健康安全機構 青森労災病院	八戸市大字白銀 町字南ヶ丘一	消化器内科	平成 三〇・六一九
難病指定	吉村 伊保	青い森病院	青森市大字大谷 字山ノ内一六の 三	精神科、内科	三〇・六・二九
難病指定	會田 剛史	八戸赤十字 病院	八戸市大字田面 木字中明戸二	産婦人科	三〇・七・四
難病指定	深田 雅之	ちびき病院	上北郡東北町字 石坂三二の四	内科	三〇・七・五

青森県告示第五百二十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成三十年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区指定医の氏名	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	担当診療科名	指定期限
難病指定	高橋 一徳	一部事務組合 下北医療センター 総合病院	消化器内科	平成 三〇・六・二八
難病指定	戸田 博之	八戸赤十字病院	小児科	〃
難病指定	庄子 忠宏	八戸赤十字病院	産婦人科	〃
難病指定	小島 剛史	八戸赤十字病院	循環器内科	〃
難病指定	佐々木 了	八戸赤十字病院	血液内科	〃
難病指定	村田 興則	八戸赤十字病院	呼吸器内科	〃

図面の番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	二八〇号	青森市大字飛鳥字塩越九三の二から 青森市大字飛鳥字岸田四六の二まで	後 前	七・五二メートルから 九・三〇メートルまで 七・六四メートルから 三二・一七メートルまで	五二・〇八メートル 五二・〇八メートル	

青森県告示第五百二十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

難病指定	竹田 哲司	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八	脳神経外科
難病指定	増谷 守彦	三沢市立三沢病院	三沢市大字三沢字堀口一六四の六五	整形外科
〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第五百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年八月二十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

八戸支店は川出 八戸市是川三丁目 張所

を削る。

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、矢

沢地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年七月二十四日から同年八月二十日まで

三 縦覧の場所

藤崎町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 鳶司組

二 氏名 相馬司

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字石渡二丁目二の四

四 許可番号 青森県知事許可（般一二十七）第二〇〇四八四号

五 取消年月日 平成三十年七月二日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 江良鐵筋工業

二 氏名 江良初美

三 主たる営業所の所在地 つがる市牛潟町大田光七一の三〇

四 許可番号 青森県知事許可（般一二十七）第四〇〇二八五号

五 取消年月日 平成三十年七月九日

六 取消しに係る建設業の許可

鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年五月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

収用委員会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定により公告することができないので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成三十年七月二十三日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者
別表のとおり

- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県土整備部監理課内
- 四 その他

一の書類は、平成三十年八月六日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

別表

氏 名	住 所
工藤 正文	住所不明 ただし、住民票上の住所地 青森県むつ市松原町9番45号

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定により、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成三十年七月二十三日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県土整備部監理課内
- 四 その他

一の書類は、平成三十年八月六日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

別表

氏 名	住 所
葛面 晴彦	住所不明 ただし、住民票上の住所地 東京都新宿区百人町4丁目5番15-306号
工藤 正文	住所不明 ただし、住民票上の住所地 青森県むつ市松原町9番45号
船木 千佳子	住所不明 ただし、住民票上の住所地 愛知県知立市西町新川34番地6 新川コーポ 12号

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭